

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

(第999回 非公開会合)

1. 日 時 令和3年9月2日(木) 10:30~11:40
2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内(TV会議システムを利用)
3. 出席者
原子力規制委員会 石渡委員
原子力規制庁 市村原子力規制部長、大浅田安全規制管理官、内藤
安全規制調整官 他3名
東京電力ホールディングス株式会社 担当者9名
(TV会議システムによる出席)
4. 議 題
 - (1) 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
 - (2) その他
5. 配付資料
 - 資料1-1 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
(非公開)
 - 資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について【補足説明資料】
(非公開)
6. 議事概要
 - (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関する説明があった。
 - (2) 石渡委員及び原子力規制庁は、主に以下の点について指摘を行い、今後の審査会合で説明を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に求めた。
 - ・評価対象施設の選定根拠とした各施設の規模・重量を示すこと。

- ・解析断面の選定に当たって、構造物の位置や褶曲等の地質構造をどのように考慮したか説明した上、現在の断面選定の妥当性を説明すること。
- ・解析断面で、現在モデル化していない構造物が解析に与える影響について、その考慮の要否も含めて説明すること。現在モデル化していない断層の扱いについて詳細に説明すること。
- ・すべり面の設定手順について、具体的に説明を行った上、すべり面の形状や設定範囲の妥当性を説明すること。
- ・解析用物性値の設定を既許可時の評価から一部変更する考え方とその妥当性を示すとともに、変更後の解析用物性値の適用範囲を示すこと。
- ・基礎底面の傾斜の評価結果が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回っていることについて、施設の安全機能に影響を及ぼさないとする方針の具体的な内容を説明すること。
- ・解析用物性値の表の記載については、層序関係を反映した順序に適正化すること。

(3) 上記に対して、東京電力ホールディングス株式会社から了解した旨の回答があった

以上